

消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）

1. はじめに

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財・サービスの平均的な物価の変動を時系列的に測定することを目的として、終戦後間もない昭和 21 年 8 月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。

物価の動向は、我が国の経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は経済政策を推進する上で極めて重要な指標となっています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、また、賃金・家賃・公共料金改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く利用されています。

2. 平成 22 年基準改定の趣旨

消費者物価指数は、基準年の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が基準年に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表しています。しかし、消費構造は、新たな財・サービスの出現や嗜好の変化等によって変化するため、基準年を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなります。そのため、基準年を一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数に採用する品目とそのウェイトなどを定期的に見直しています。消費者物価指数の基準改定は、昭和 30 年（1955 年）の改定以降、5 年に 1 回、西暦の末尾が 0 又は 5 の年に行っています。

また、平成 22 年 4 月に、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、「指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号）」（**参考 1**参照）が新たに設定されました。消費者物価指数の平成 22 年基準改定は、この指数の基準時に関する統計基準に示された原則を踏まえつつ、17 年基準改定以降に起きた経済情勢の変化を反映させるために行うものです。

3. 主な改定内容

要旨

1. 指数基準時等の改定

指数の基準時を平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）に改定します。

2. 消費者物価指数品目の改定

家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止します。

追加：28 品目， 廃止：22 品目， 統合：15→4 品目， 名称変更：42 品目

3. ウェイトの参照年次の改定

指数の計算に用いるウェイトは、原則として家計調査の平成 22 年の品目別消費支出金額を基に作成します。

4. モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料など一部の品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとすることなどにより設定した計算式（モデル式）を作成しています。料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に反映できるように計算方法を見直します。

モデル式による指数作成品目：74 品目， うち平成 22 年基準で追加する品目：2 品目

5. 民営家賃指数作成方法の改定

世帯が転出して空き家になった場合には、調査世帯数が少なくなることに伴い平均家賃額が変動し、指数が不安定になる場合があることから、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（次の入居があるまでの間、前月の家賃を当月のものとして代入する処理）の手法」を新たに導入します。

また、民営家賃 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比を実態に合わせて更新できるようにします。

6. 品質調整

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に適した手法を選択します。

7. 公表系列及び分類項目の改定

世帯属性別指数として、新たに「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の指数を追加し、「標準世帯」の指数を廃止します。また、財・サービス分類指数の財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」の区分を廃止します。

8. 平成 22 年基準指数への切替え時期

平成 22 年基準指数への切替えは、平成 23 年 8 月下旬の公表時（全国：平成 23 年 7 月分、東京都区部：平成 23 年 8 月分中旬速報値）を予定しています。

なお、平成 22 年基準指数の平成 22 年 1 月分から平成 23 年 6 月分までの遡及結果については、平成 23 年 8 月中の上記よりも早い時期に公表する予定です。

3. 1 指数基準時等の改定

消費者物価指数は5年ごとに基準時及びウエイトを改定しており、次の基準時及びウエイト参照年次は、いずれも平成22年(2010年)になります。

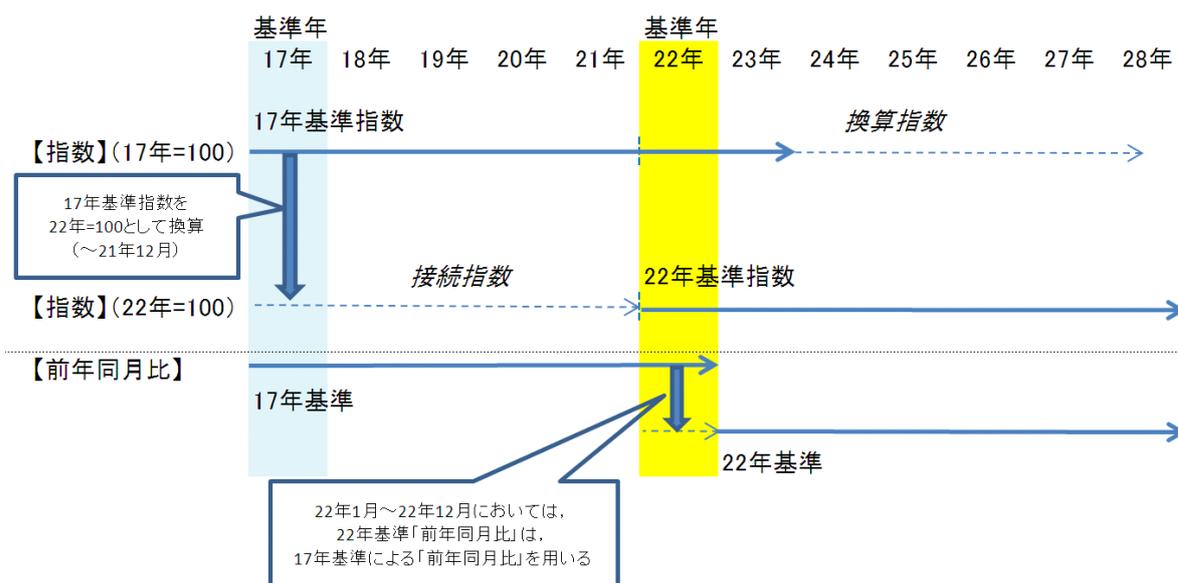
消費者物価指数は時間の経過による物価の動きを見るものであるため、基準年及びウエイトの改定により過去にさかのぼって比較できなくなると不便です。そこで、比較が可能となるように、平成21年12月以前の過去の指数を平成22年基準に合わせて換算し、接続します(新・旧指数の接続)。

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行います(接続した指数による上位類指数の再計算は行いません)。計算は、各基準の指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除した結果を100倍することにより行います。例えば、平成17年基準を平成22年基準に接続する場合、「平成22年基準のt年m月接続指数=(平成17年基準のt年m月指数÷平成17年基準の平成22年平均指数)×100」という計算になります。

変化率については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用います。また、基準年(平成22年)の1~12月の前年同月比等についても、旧基準(平成17年)の指数によって計算したものを用います。

なお、平成17年を基準年とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため、平成17年基準指数は平成23年12月まで作成・公表し、その後、平成27年基準指数の公表前までは、平成17年基準指数の平成22年平均指数に、以後の各月の平成22年基準指数を乗じた値を100で除して作成した平成17年基準換算指数を作成・公表します。

(イメージ図)



3. 2 消費者物価指数品目の改定

消費者物価指数品目の改定に当たっては、家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止します。平成 22 年基準消費者物価指数の追加・廃止品目の選定基準及び追加・廃止品目等については、**資料 1**のとおりです。

なお、指数計算に採用する品目については、平成 21 年 7 月に「小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」（統計法第 18 条及び行政手続法に基づく手続）として追加する品目に関する意見を募集し、その結果を踏まえ、平成 21 年 12 月 1 日に小売物価統計調査規則の改正を実施しました。

3. 3 ウェイトの参照年次の改定

平成 22 年基準の消費者物価指数の計算に用いるウェイトは、原則として家計調査の平成 22 年の品目別消費支出金額を基に作成します。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、平成 22 年の品目別消費支出金額のほか、平成 21 年及び平成 22 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイト（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）を作成します。

家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、平成 21 年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分します。また、持家の帰属家賃のウェイトは、平成 21 年全国消費実態調査の「持家の帰属家賃」を基に作成します。

3. 4 モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なります。これらの品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の指数を算出しています。指数の作成には、小売物価統計調査による調査価格だけでなく、消費者物価指数のために別途収集した価格も用いています。また、それらの価格を合成する際の比率については他の統計などを用いています。

このモデル式により指数を作成している品目（以下「モデル品目」という。）のうち、料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に反映できるように計算方法を見直します。モデル品目一覧及び計算方法を見直す予定の品目については**資料 2**のとおりです。

3. 5 民営家賃指数作成方法の改定

消費者物価指数の民営家賃指数は、調査市町村ごとに調査区内の民営借家をすべて調査し、うち居住世帯について「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の 4 品目ごとに、当該市町村の家賃総額と総延面積から求めた、3.3 m²当たりの家賃を用いて指数を計算しています。

平成 22 年基準では次の 2 点を変更します。

(1) 転出時の保合（もちあい）処理の導入

平成 17 年基準の計算式においては、世帯が転出して空き家になった場合に、標本数が少なくなるに伴い調査市町村内の平均家賃が変動し、指数に大きな影響が出る場合があります。

この影響を除外するため、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（当月家賃が調査できなくなった世帯について、前月の家賃を当月のものとして継続する処理）の手法」を新たに導入します。

(2) 民営家賃の 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比の変化への対応

消費者物価指数の基になる価格データを調査している小売物価統計調査では、調査区内のすべての民営家賃を調査し「家賃（民営借家）」1 品目として公表していますが、平成 17 年基準の消費者物価指数では、「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の 4 区分に分けて指数を計算し、各々を品目として公表しています。

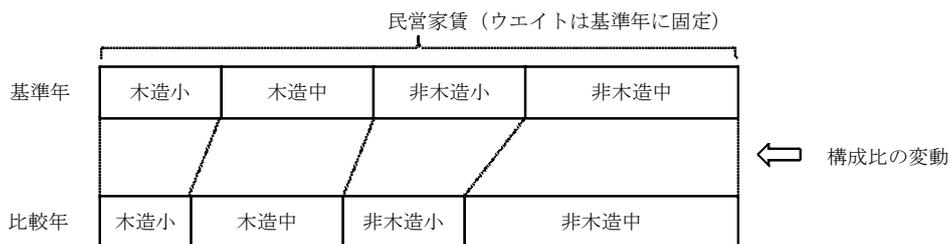
基準年以降の賃貸物件の増減や、世帯の転出入などの変化により、民営家賃の構成比（上記 4 区分）が基準年から変動することがありますが、平成 17 年基準では、指数の算出に用いる構成比は原則として基準年に固定することとしているため、家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがあります。

このような影響を軽減できるように、モデル品目として、ウェイトを基準年に固定する品目としては「民営家賃」の 1 品目とし、民営家賃の構成比については、内部ウェイトとして基準年に固定せず、実情に応じて見直しを行うことができるようにします。構成比を見直す時期は、次回小売物価統計調査家賃調査地区設定替え時^{*}を予定しています。

また、計算過程としてはこれまでと同様に、従来の民営家賃の 4 区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）ごとの指数を計算後、それを合わせて民営家賃指数を作成することとします。

「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様に、ウェイトを基準年に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の 1 品目とします。

※ 小売物価統計調査の家賃調査地区は、直近の国勢調査の結果に基づき 5 年に 1 回見直されます。これは、調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家の増減や地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じてくるためです。次回は平成 25 年（2013 年）を予定しています。



<平成 17 年基準における民営家賃指数算出の式（市町村×各 4 品目※ごと）>

$$3.3\text{m}^2\text{当たりの家賃} = \frac{\begin{array}{c} \text{当月調査群の} \\ \text{総家賃} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{前月調査群の} \\ \text{総家賃} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{前々月調査群} \\ \text{の総家賃} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{当月調査群の} \\ \text{延面積} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{前月調査群の} \\ \text{延面積} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{前々月調査群} \\ \text{の延面積} \end{array}}{\times 3.3}$$

※ 各 4 品目：民営家賃（木造小住宅）、民営家賃（木造中住宅）、民営家賃（非木造小住宅）、民営家賃（非木造中住宅）。家賃調査地区は三つの群に分け、一つの群を 3 か月ごとに調査するため、当月調査対象でない群は、直近の調査価格を用いる。

3. 6 品質調整

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、調査する商品の機能、規格、容量などの特性（銘柄）が詳細に規定されています。また、代表性の観点から、調査する商品は消費支出割合の高い銘柄を規定することを前提としています。しかし、製造中止や商品の出回り状況の変化により、銘柄の改正が必要となる場合があります。その際、銘柄の改正前後において、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。この品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法がありますが、このうちから、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択します。

3. 7 公表系列及び分類項目の改定

平成 22 年基準では、以下の系列を作成・公表します（○：作成，－：作成せず）。

①基本分類指数（全国，東京都区部，地方別，都市階級別※，県庁所在市，政令指定都市）

系列	月	四半期， 半期	年， 年度
10大費目	○	○	○
中分類	○	－	○
品目別（全国及び東京都区部のみ）	○	－	○
別掲項目（ 参考 2-2 参照）	○	○	○

※「小都市 B」（人口 5 万未満の市）と「町村」を統合し、一つの区分とします。また、「6 大都市」及び「全都市」を廃止します。

②財・サービス分類指数（全国，東京都区部）

系列	月	四半期， 半期	年， 年度
財・サービス分類	○	○	○
別掲項目（ 参考 2-3 参照）	○	○	○

③世帯属性別指数（全国）※

系列	月	四半期, 半期	年
勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類	○	—	○
世帯主の年齢階級・職業・住居の所有関係別10大費目	—	—	○
世帯主60歳以上の無職世帯	○	—	○

※標準世帯の支出構成に基づく指数を廃止し、世帯主60歳以上の無職世帯の支出構成に基づく指数を追加します。

④品目特性別指数（全国）

系列	月	四半期, 半期	年
基礎的・選択的支出項目	○	—	○
品目の年間購入頻度階級	○	—	○

⑤参考指数（全国）

系列	月	四半期, 半期	年
ラスパイレス連鎖基準方式	○	—	○
総世帯中分類	○	—	○
中間年バスケット方式	—	—	○

⑥季節調整済指数（全国，東京都区部）

系列	月	四半期, 半期	年
別掲項目（8系列， 参考2-3 参照）	○	—	—

このほか、平成17年基準と同様、各地域間の物価水準の差を測る「消費者物価地域差指数」と、戦前からの物価の変動を知るために昭和9年～11年の3年間の平均を1として換算した「戦前基準5大費目指数」（東京都区部）も作成します。

上記②財・サービス分類指数の財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」の区分については、企業の製品開発の多様化によって明確に区別することが困難となった製品もあることから、廃止する予定です。

上記③世帯属性別指数において、世帯主60歳以上の世帯が増加していることから（**参考3**参照）、新たに「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を作成・公表します。また、標準世帯（夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯）の総世帯に占める割合が小さくなってきたことから（**参考3**参照）、「標準世帯」の支出構成に基づく指数を廃止します。

上記⑤参考指数のうち、毎年ウェイトを更新（前年の家計調査結果を基に算出）して計算

するラスパイレス連鎖基準方式による指数（**参考4**参照）については、昭和50年基準から年平均を、平成17年基準からは毎月の指数も公表しています。平成22年基準指数においてもこれを毎月公表し、（連鎖方式ではない）公式指数との動向の差異を検証できるようにします。

4 中間年における見直し

指数の精度をより高めるため、平成12年基準から、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財・サービスに関し、次の基準改定を待たずに品目の追加・廃止等を行ってきました。平成22年基準でもこの方針を継続し、中間年（平成25年）以降の指数について、新たな品目の追加等が必要かどうかを検討します。

5 平成22年基準指数への切替え時期及び関連情報の公表

平成22年基準指数への切替えは、平成23年8月下旬の公表時（全国：平成23年7月分、東京都区部：平成23年8月分中旬速報値）を予定しています。

ただし、平成22年基準指数の平成22年1月分から平成23年6月分まで遡及した結果については、平成23年8月中の上記公表日よりも早い時期に公表する予定です。

また、利用者の利便性向上の観点から、平成22年基準指数への切替えに先立って、平成22年ウエイトやモデル品目の計算方法の見直しの内容など基準改定に係る主要な内容について、総務省統計局ホームページに掲載する予定です（平成23年7月ごろ）。

基準改定に伴う今後のスケジュール

年	月	内容
平成 22 年	7月～8月	・平成22年基準改定計画案に係る意見募集
	10月下旬	・平成22年基準改定計画案に係る意見募集の回答
	～12月	・平成22年基準改定計画の決定・公表 ^{※1}
平成 23 年	7月中旬	・平成22年基準消費者物価指数に関する資料（ウェイト、モデル品目の計算方法を含む）の公表
	8月	・平成22年1月分から平成23年6月分までの平成22年基準遡及結果の公表 ・接続指数の公表 ^{※2}
	8月下旬	・平成23年7月分（全国）、平成23年8月分（東京都区部・中旬速報値）の平成22年基準結果の公表
	11月	・平成22年基準平成22年平均消費者物価地域差指数の公表

（参考）

※1 消費者物価指数の基準改定時には、従来、「基準改定計画」として、新基準の指数作成開始年月、ウェイトの参照年次などについての基本的な基準を定めた上で、「平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針」において、品目一覧、基本分類等について決定していました。

（消費者物価指数平成17年基準改定計画：平成17年11月25日付け、
平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針：平成18年4月4日付け

平成22年基準改定においては、平成22年3月に設定、告示され、4月から適用された「指数の基準時に
関する統計基準（平成22年3月31日付け総務省告示第112号）」に示された原則を踏まえつつ、できるだけ
早期に改定内容を利用者に提示するため、従来、基本方針で定めていた内容も合わせて基準改定計画におい
て決定することとします。

なお、この基準改定計画をもって、平成17年基準消費者物価指数作成等の基本方針（平成18年4月4日
公表）を改定することとします。

また、平成23年7月分（全国）から平成23年12月分までの平成17年基準指数は、平成17年基準指数の
基準年のウェイトにより計算した指数を引き続き作成します。

※2 従来「消費者物価指数接続指数総覧」を刊行していましたが、平成22年基準から総務省統計局ホームペ
ージにのみ接続指数を掲載します。

平成 22 年基準消費者物価指数の追加・廃止・統合・名称変更品目

消費者物価指数の追加・廃止品目の選定基準は次のとおりです。

＜追加品目の選定基準＞

- ①新たな財・サービスの出現及び普及，嗜好の変化等消費構造の変化に伴い，家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ②中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③円滑な価格収集が可能で，かつ価格変化を的確に把握できる品目

以上の①～③の基準をすべて満たす品目を追加品目とします。

＜廃止品目の選定基準＞

- ①消費構造の変化等に伴い，家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ②その品目がなくても，中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
- ③円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

以上の①～③の基準に一つでも該当すれば廃止品目とします。ただし，その場合であっても，中分類の精度を損なうと考えられれば，廃止品目としないこととします。

【追加品目一覧（28 品目）】

10 大費目	追加品目	備考
食 料	いくら	※1
	しょうが	※2
	ドレスリング	※3
	パスタソース	※4
	やきとり	※5
	焼き魚	※6
	きんぴら	※7
	フライドチキン	※8
	フライパン	※9
家具・家事用品	マット	※10
	背広服（夏物，普通品） 背広服（冬物，普通品） 婦人スーツ（春夏物，普通品） 婦人スーツ（秋冬物，普通品） スリッパ	平成 17 年基準では中級品のみにでしたが，それぞれ普通品を追加します。※11 ※12
保 健 医 療	紙おむつ（大人用）	平成 17 年基準では乳幼児用のみでしたが，大人用を追加します。※13
	予防接種料	※14
交 通 ・ 通 信	高速バス代	※15
	E T C 車載器	※16
	洗車代	※17
教 養 娛 楽	電子辞書	※18

	ゲームソフト	※19
	ペット美容院代	※20
	園芸用肥料	※21
	メモリーカード	※22
	演劇観覧料	※23
	音楽ダウンロード料	※24
諸 雑 費	洗顔料	※25

【廃止品目一覧（22品目，うち沖縄品目3品目）】

10大費目	廃止品目	備考
食 料	ブレンド米	
	丸干しいわし	
	福神漬	
	せんべい（小麦粉）	平成17年基準では「せんべい（うるち米粉）」と2品目でしたが，うるち米粉の「せんべい」1品目とします。
食 料 （沖縄品目）	はまだい	
	たかさご	
	みそ汁	
家具・家事用品	やかん	
	レンジ台	
被服及び履物	女兒スカート（冬物）	平成17年基準では「女兒スカート（夏物）」と2品目でしたが，「女兒スカート」1品目とします。
	運動靴（子供用）	平成17年基準では「運動靴（大人用）」と2品目でしたが，「運動靴」1品目とします。
	草履	
交 通 ・ 通 信	普通運賃（JR, 新幹線）	平成17年基準では「普通運賃（JR, 在来線）」と2品目でしたが，在来線の「普通運賃（JR）」1品目とします。
	速達	
	書留	
	小包	
教 養 娛 楽	ステレオセット	
	テレビ修理代	
	アルバム	
	サッカーボール	
	フィルム	
諸 雑 費	腕時計修理代	

【統合品目（15品目→4品目）】

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
住 居	民営家賃（木造小住宅）	民営家賃
	民営家賃（木造中住宅）	
	民営家賃（非木造小住宅）	
	民営家賃（非木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（木造小住宅）	持家の帰属家賃
	持家の帰属家賃（木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造小住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造中住宅）	
保 健 医 療	出産入院料（国立）	出産入院料
	出産入院料（公立）	
教 養 娛 楽	少年誌	月刊誌
	趣味教養誌	
	生活情報誌	
	パソコン誌	
	女性誌	

【名称変更品目一覧（42品目）】

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
食 料	かんしょ	さつまいも
	ばれいしょ	じゃがいも
	乾燥スープ	即席スープ
	せんべい（うるち米粉）	せんべい
	キャンデー	あめ
	弁当（すし）	すし（弁当）
	弁当（すし以外）	弁当
	カツレツ	豚カツ
	ぶどう酒	ワイン
	ぶどう酒（輸入品）	ワイン（輸入品）
	うどん（外食）	うどん
	すし（回転ずし）	すしA
	すし（回転ずし以外）	すしB
	えびフライ	フライ
	コーヒー（外食）	コーヒー
住 居	浴槽	システムバス
家具・家事用品	蛍光ランプ	電球・蛍光ランプ
	芳香剤	芳香消臭剤
	粗大ごみ処理手数料	リサイクル料金
被服及び履物	背広服（夏物）	背広服（夏物，中級品）
	背広服（冬物）	背広服（冬物，中級品）
	男子学校制服	男子学生服
	婦人スーツ（春夏物）	婦人スーツ（春夏物，中級品）
	婦人スーツ（秋冬物）	婦人スーツ（秋冬物，中級品）
	女子学校制服	女子学生服
	女兒スカート（夏物）	女兒スカート
	男子ブリーフ	男子パンツ
	スリッパ	ランジェリー
	運動靴（大人用）	運動靴

保 健 医 療	紙おむつ	紙おむつ (乳幼児用)
交 通 ・ 通 信	普通運賃 (JR, 在来線)	普通運賃 (JR)
	バス代	一般路線バス代
	移動電話通信料	携帯電話通信料
	移動電話機	携帯電話機
教 養 娛 楽	テレビ (薄型)	テレビ
	携帯オーディオ機器	携帯型オーディオプレーヤー
	DVDレコーダー	ビデオレコーダー
	パソコン用プリンタ	プリンタ
	録画用DVD	記録型ディスク
	DVDソフト	ビデオソフト
諸 雑 費	温泉・銭湯入浴料	入浴料
	ヘアリンス	ヘアコンディショナー

【調査期間変更品目一覧 (14 品目)】

平成17年基準	平成22年基準	旧(変更前)	新(変更後)
背広服(夏物)	背広服(夏物, 中級品)	4～9月	3～8月
背広服(冬物)	背広服(冬物, 中級品)	1～3月, 9～12月	1～2月, 9～12月
男子上着		1～3月, 9～12月	1～2月, 10～12月
男子ズボン(夏物)		4～9月	3～8月
男子ズボン(冬物)		1～4月, 9～12月	1～2月, 9～12月
男子コート		1～2月, 11～12月	1月, 11～12月
婦人上着		1～4月, 9～12月	1～3月, 9～12月
婦人コート		1～2月, 11～12月	1月, 11～12月
女兒スカート(夏物)	女兒スカート	3～9月	通年
ブラウス(長袖)		1～5月, 9～12月	1～3月, 9～12月
ブラウス(半袖)		5～9月	4～8月
学習机		1～3月	1～2月, 12月
筆入れ		通年	1～2月, 12月
通学用かばん		1～3月	1～2月, 12月

平成 22 年基準消費者物価指数の品目の一覧は**別表 1**のとおりです。

追加品目の銘柄は以下のとおりです (平成 22 年 6 月調査時点)。

- ※ 1 いくら：さけ卵，塩漬又はしょう油漬，並，100g
- ※ 2 しょうが：根しょうが，100g
- ※ 3 ドレッシング：乳化液状ドレッシング，瓶入り (170ml 入り)，1 本
- ※ 4 パスタソース：レトルトパウチ食品，ミートソース，袋入り (260g 入り)，1 袋
- ※ 5 やきとり：鶏肉，もも，1 本
- ※ 6 焼き魚：さば，切り身，塩焼き，100g
- ※ 7 きんぴら：「ごぼう」と「にんじん」のきんぴら，100g

- ※8 フライドチキン：ファーストフード店におけるフライドチキン代，骨付き，1本
- ※9 フライパン：アルミニウム又はアルミニウム合金，ふっ素樹脂加工，26cm，IH対応，普通品，1個
- ※10 マット：バスマット，アクリル100%，45×65cm程度，すべり止め加工付き，普通品，1枚
- ※11 背広服・婦人スーツ：1着，中級品は百貨店・専門店ブランド，普通品は百貨店以外のもの
- ※12 スリッパ：吊り込みタイプ，〔甲・中敷き〕布，大人用，普通品，1足
- ※13 紙おむつ（大人用）：大人用，パンツ型，うす型，M又はM～Lサイズ，22枚入り，1袋
- ※14 予防接種料：任意接種，季節性インフルエンザ，大人（65歳以上を除く），1回
- ※15 高速バス代：資料2「モデル式による指数作成品目一覧」参照
- ※16 ETC車載器：自動四輪車用，アンテナ分離型，音声案内機能付き，カード抜き忘れ防止機能付き，1台
- ※17 洗車代：洗車機による洗車，店員の操作による洗車，シャンプー（洗浄液）洗車，小型乗用車，1回
- ※18 電子辞書：総合タイプ，〔収録コンテンツ〕100～120，〔本体メモリー容量〕約50～100MB，音声出力機能付き，特殊機能付きは除く，1台
- ※19 ゲームソフト：家庭用ゲーム機（携帯型）用ソフト，1本
- ※20 ペット美容院代：犬，トイプードル，コース内容（ブラッシング等を含む複数種類），1回
- ※21 園芸用肥料：家庭園芸専用，液体，原液，ポリ容器入り（800ml入り），1本
- ※22 メモリーカード：SDメモリーカード，マイクロSDカード，2GB，1枚
- ※23 演劇観覧料：ミュージカル演劇，S席（一般），1人
- ※24 音楽ダウンロード料：資料2「モデル式による指数作成品目一覧」参照
- ※25 洗顔料：洗顔フォーム，チューブ入り（110g入り），1本

平成22年基準消費者物価指数
モデル式による指数作成品目一覧（74品目）

費目	品目符号	品目名	地域	用いる価格	備考
住居	3000	民営家賃	市町村別	調査日	統合品目, ※1
	3016	公営家賃	市町村別	調査日	※2
	3017	都市再生機構・公社家賃	市町村別	調査日	※3
	3030	持家の帰属家賃	市町村別	調査日	統合品目, ※1
	3180	火災保険料	市町村別	調査日	
光熱・水道	3500	電気代	市町村別	調査日	
	3600	都市ガス代	市町村別	調査日	
	3612	プロパンガス	市町村別	調査日	※4
	3810	水道料	市町村別	調査日	
	4610	下水道料	市町村別	調査日	
家具・家事用品	4510	し尿処理手数料	市町村別	調査日	
	4521	リサイクル料金	全国一律	調査日	※5
保健医療	6090	サプリメント	全国一律	調査日	
	6200	診療代	全国一律	調査日	
	6210	出産入院料	県内一律	調査日	統合品目, ※6
交通・通信	7527	普通運賃(JR)	県内一律	調査日	
	7528	料金(JR, 在来線)	県内一律	毎日	
	7530	料金(JR, 新幹線)	全国一律	毎日	
	7029	通学定期(JR)	県内一律	調査日	
	7030	通勤定期(JR)	県内一律	調査日	
	7008	普通運賃(JR以外)	県内一律	調査日	
	7009	通学定期(JR以外)	県内一律	調査日	
	7010	通勤定期(JR以外)	県内一律	調査日	
	7050	一般路線バス代	市町村別	調査日	
	7057	高速バス代	県内一律	調査日	追加品目
	7060	タクシー代	市町村別	調査日	
	7070	航空運賃	全国一律	毎日	
	7363	高速自動車国道料金	全国一律	調査日	
	7364	都市高速道路料金	県内一律	調査日	
	7105	軽乗用車	全国一律	調査日	
7106	小型乗用車A	全国一律	調査日		

	7107	小型乗用車B	全国一律	調査日	
	7110	小型乗用車(輸入品)	全国一律	調査日	
	7113	普通乗用車	全国一律	調査日	
	7115	普通乗用車(輸入品)	全国一律	調査日	
	7344	レンタカー料金	全国一律	毎日	
	7370	自動車保険料(自賠責)	沖外・ 沖本・沖離	調査日	
	7390	自動車保険料(任意)	全国一律	調査日	
	7410	固定電話通信料	市町村別	調査日	
	7430	携帯電話通信料	全国一律	調査日	
	7446	携帯電話機	県内一律	調査日	※7
教 育	8010	私立中学校授業料	市町村別	調査日	
	8020	公立高校授業料	市町村別	調査日	
	8030	私立高校授業料	市町村別	調査日	
	8040	国立大学授業料	県内一律	調査日	
	8060	私立大学授業料	県内一律	調査日	
	8070	私立短期大学授業料	県内一律	調査日	
	8080	公立幼稚園保育料	市町村別	調査日	
	8090	私立幼稚園保育料	市町村別	調査日	
	8077	専門学校授業料	県内一律	調査日	
	8110	教科書	全国一律	調査日	
	8100	学習参考教材	全国一律	調査日	
教 養 娯 楽	9078	パソコン(デスクトップ型)	地方別	POSデータ	
	9079	パソコン(ノート型)	地方別	POSデータ	
	9043	カメラ	地方別	POSデータ	
	9205	新聞代(全国紙)	全国一律	調査日	※8
	9226	月刊誌	全国一律	調査日	統合品目, ※9
	9230	週刊誌	全国一律	調査日	
	9300	宿泊料	全国一律	調査日	※10
	9305	外国パック旅行	全国一律	毎日	
	9330	放送受信料(NHK)	沖外・沖	調査日	
	9367	放送受信料(NHK, ケーブル以外)	全国一律	調査日	※11
	9345	サッカー観覧料	全国一律	調査日	
	9350	プロ野球観覧料	全国一律	調査日	
	9353	ゴルフ練習料金	県内一律	調査日	
	9372	テーマパーク入場料	全国一律	調査日	※12
9374	美術館入館料	県内一律	調査日		

	9397	インターネット接続料	県内一律	調査日	
	9403	音楽ダウンロード料	全国一律	調査日	追加品目
諸 雑 費	9799	たばこ(国産品)	全国一律	調査日	
	9798	たばこ(輸入品)	全国一律	調査日	
	9928	傷害保険料	全国一律	調査日	
	9914	介護料	市町村別	調査日	
	9920	振込手数料	全国一律	調査日	

(注) 地域…沖外：沖縄県外一律

沖：沖縄県内一律

沖本：沖縄県本島一律

沖離：沖縄県のうち本島以外一律

(補足) 以下の価格を用いて指数を作成する。

- ※1 木造小住宅，木造中住宅，非木造小住宅，非木造中住宅の民営家賃
(持家の帰属家賃指数は，民営家賃指数(木造小住宅，木造中住宅，非木造小住宅，非木造中住宅別の指数)を代入する。)
- ※2 都道府県営住宅，市町村営住宅の家賃
- ※3 都市再生機構住宅，都道府県住宅供給公社住宅，市住宅供給公社住宅，一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅家賃
- ※4 一般家庭用の基本料金，従量料金
- ※5 家電リサイクル法に基づく家電製品(電気冷蔵庫，電気洗濯機，ルームエアコン，テレビ)のリサイクル料金
- ※6 出産入院料(国立)，出産入院料(公立)
- ※7 3社の携帯電話機の価格
- ※8 新聞代(地方・ブロック紙)はモデル式による指数作成を行わない。
平成17年基準では各県で販売部数の多い新聞を選択していたが，平成22年基準では小売物価統計調査で調査した市町村別の価格を用いる。
- ※9 少年誌，趣味教養誌，生活情報誌，パソコン誌，女性誌の価格
- ※10 1泊2食付き，1泊朝食付きの宿泊料(平日，休前日)
- ※11 CS放送受信料の基本料金，パック料金
- ※12 複数のテーマパークのフリーパス料金(大人料金)

モデル式を見直す主な品目（概要）

品目	平成 17 年基準	平成 22 年基準	参照
民営家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の転出があった場合、家賃は 0 円として、市町村別の平均価格を用いる。 ・民営家賃指数及び 4 品目（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の指数を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の転出があった場合、前月の家賃を用いる（次に世帯の転入があるまで）。 ・「民営家賃」1 品目の指数を公表する。 	別表 2-1
診療代	<ul style="list-style-type: none"> ・価格（診療行為、薬価）は診療報酬点数を用いる。 ・疾病事例ごとに治療モデルを立てる。 ・一般医療を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬価は薬価基準改定率を用いる。 ・代表的な診療行為を選択し、それらの点数の加重平均から指数を作成する。 ・年齢層（一般医療、長寿医療、小児医療）による診療行為の違いを反映する。 	別表 2-2
高速バス代		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとに 1 日当たりの便数が多い路線を選定する。 ・路線別の価格を 1 日当たりの便数で加重平均した価格を用いて指数を作成する。 	別表 2-3
航空運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・19 路線，6 社を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客数×普通運賃額の多い順から上位 10 路線を選定する。 	別表 2-4
高速自動車国道料金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象車：普通車 ・距離料金制（地方部・大都市近郊別，ターミナルチャージ・1 km 当たり料金別）及び均一料金制の料金を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象車：普通車 ・距離料金制は道路別に料金を計算した後，均一料金制の料金と利用割合で加重平均する。 	別表 2-5
携帯電話通信料	<ul style="list-style-type: none"> ・1 か月当たりの通話時間・パケット通信量を推計し（3 パターン），1 か月間の価格を用いる。 ・端末代金と通信料を統合した「非分離プラン」を採用する。 ・複数年契約を前提とする基本使用料割引サービスは採用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 回線 1 か月当たりの通話時間とパケット通信量を，各々低利用・中利用・高利用の 3 パターンに分けて組み合わせた合計 9 パターンにおける最安価格を用いる。 ・端末代金と通信料を分離する「分離プラン」を新たに追加する。 ・複数年契約を前提とする基本使用料割引サービス等を最安価格の選定に用いる。 	別表 2-6
音楽ダウンロード料		<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン及び携帯電話で，1 曲単位で購入（通信費は除く。）した場合の価格を用いる。 ・前月月間ランキング上位 10 曲の価格の平均値を指数化する。 	別表 2-7

品目	平成 17 年基準	平成 22 年基準	参照
介護料	・居宅サービス（通所介護，訪問介護）を選定する。	・居宅サービス（通所介護，訪問介護）及び施設サービス（介護老人福祉施設）を選定する。	別表 2－8
自動車保険料 （任意）	・モデルケースの保険料を用いて保険会社別の平均価格を作成後，元受件数に平均価格を乗じたウエイトを用いて加重平均する。	・保険会社の元受件数を用いてモデルケース別の平均価格を作成後，モデルケース別のウエイトを用いて加重平均する。	別表 2－9

平成22年基準消費者物価指数品目・指数採用月一覽

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
総合食料		加工肉	
穀類		ハム	
米類		ソーセージ	
うるち米		ベーコン	
国産米A		*ポーク缶詰	
国産米B		乳卵類	
もち米		牛乳・乳製品	
パン		牛乳	
食パン		牛乳（配達）	
あんパン		牛乳（店頭売り）	
カレーパン		乳製品	
めん類		粉ミルク	
ゆでうどん		ヨーグルト	
干しうどん		バター	
スパゲッティ		チーズ	
即席めん		チーズ（輸入品）	
生中華めん		卵	
*ゆで沖縄そば		鶏卵	
他の穀類		野菜・海藻	
小麦粉		生鮮野菜	
もち		キャベツ	
魚介類		ほうれんそう	
生鮮魚介		はくさい	
まぐろ		ねぎ	
あじ		レタス	
いわし		ブロッコリー	
かつお	3～10月	もやし	
かれい		アスパラガス	
さけ		さつまいも	
さば		じゃがいも	
さんま		さといも	
たい		だいこん	
ぶり		にんじん	
いか		ごぼう	
たこ		たまねぎ	
えび		れんこん	
あさり		ながいも	
かき（貝）	1～3, 10～12月	しょうが	
ほたて貝		えだまめ	6～9月
塩干魚介		さやいんげん	
塩さけ		かぼちゃ	
たらこ		きゅうり	
しらす干し		なす	
干しあじ		トマト	
煮干し		ピーマン	
ししゃも		生しいたけ	
いくら		えのきだけ	
魚肉練製品		しめじ	
揚げかまぼこ		*にがうり	
ちくわ		*とうが	
かまぼこ		乾物・加工品類	
他の魚介加工品		乾物・海藻	
かつお節		あずき	
魚介漬物		干しいたけ	
魚介つくだ煮		のり	
魚介缶詰		わかめ	
塩辛		こんぶ	
肉類		ひじき	
生鮮肉		大豆加工品	
牛肉A		豆腐	
牛肉B		油揚げ	
豚肉A		納豆	
豚肉B		他の野菜・海藻加工品	
鶏肉		こんにやく	
レバー		梅干し	
		だいこん漬	

注）*印がある品目は沖縄県のみで調査される品目を示す。

品目	指数採用月	品目	指数採用月
はくさい漬		冷凍調理ピラフ	
キムチ		調理パスタ	
こんぶつくだ煮		他の調理食品	
スイートコーン缶詰		うなぎかば焼き	
果物		サラダ	
生鮮果物		コロッケ	
りんごA	8～10月	豚カツ	
りんごB	1～7, 11～12月	からあげ	
みかん	1～3, 9～12月	ぎょうざ	
グレープフルーツ		やきとり	
オレンジ		冷凍調理コロッケ	
レモン		冷凍調理ハンバーグ	
いよかん	1～3月	調理カレー	
なし	8～10月	混ぜごはんのもと	
ぶどうA	6～9月	煮豆	
ぶどうB	7～10月	焼き魚	
かき(果物)	10～12月	きんぴら	
もも	7～9月	飲料	
すいか	5～8月	茶類	
メロン	5～8月	緑茶	
いちご	1～5月, 12月	紅茶	
バナナ		茶飲料	
キウイフルーツ		コーヒー・ココア	
さくらんぼ	6～7月	インスタントコーヒー	
果物加工品		コーヒー豆	
果物缶詰		コーヒー飲料	
油脂・調味料		他の飲料	
油脂		果実ジュース	
食用油		果汁入り飲料	
マーガリン		野菜ジュース	
調味料		炭酸飲料	
食塩		乳酸菌飲料A	
しょう油		乳酸菌飲料B	
みそ		ミネラルウォーター	
砂糖		スポーツドリンク	
酢		酒類	
ソース		清酒	
ケチャップ		焼酎	
マヨネーズ		ビール	
ドレッシング		発泡酒	
ジャム		ウイスキー	
カレールー		ワイン	
即席スープ		ワイン(輸入品)	
風味調味料		チューハイ	
ふりかけ		ビール風アルコール飲料	
液体調味料		外食	
中華合わせ調味料		一般外食	
パスタソース		うどん	
菓子類		中華そば	
ようかん		*沖縄そば	
まんじゅう		スパゲッティ(外食)	
だいふく餅		すしA	
カステラ		すしB	
ケーキ		親子どんぶり	
ゼリー		天どん	
プリン		カレーライス	
シュークリーム		牛どん	
せんべい		フライ	
ビスケット		フライドチキン	
ポテトチップス		ぎょうざ(外食)	
あめ		ハンバーグ	
チョコレート		焼肉	
アイスクリーム		お子様ランチ	
落花生		ハンバーガー	
チューインガム		サンドイッチ	
調理食品		ピザパイ	
主食的調理食品		ドーナツ	
すし(弁当)		コーヒー	
弁当		ビール(外食)	
おにぎり		学校給食	
調理パン		学校給食(小学校低)	

品目	指数採用月	品目	指数採用月
学校給食 (小学校高)		敷布	
学校給食 (中学校)		布団カバー	
住居		家事雑貨	
家賃		食器類	
民営家賃		飯茶わん	
民営家賃		皿	
公営・都市再生機構・公社家賃		コーヒーわん皿	
公営家賃		ガラスコップ	
都市再生機構・公社家賃		ワイングラス	
持家の帰属家賃		台所用品	
持家の帰属家賃		台所用密閉容器	
設備修繕・維持		なべ	
設備材料		フライパン	
システムバス		たわし	
温水洗浄便座		他の雑貨	
給湯機		電球・蛍光ランプ	
システムキッチン		タオル	
板材		ビニールホース	
塗料		浄水器	
錠		マット	
工事その他のサービス		家事用消耗品	
畳表取替費		ティッシュ・トイレットペーパー	
水道工事費		ティッシュペーパー	
左官手間代		トイレットペーパー	
塀工事費		洗剤	
植木職手間代		台所用洗剤	
板ガラス取替費		洗濯用洗剤	
ふすま張替費		他の消耗品	
大工手間代		ラップ	
ルームエアコン取付け料		ポリ袋	
火災保険料		殺虫剤	
光熱・水道		防虫剤	
電気代		柔軟仕上げ剤	
電気代		芳香消臭剤	
ガス代		キッチンペーパー	
都市ガス代		家事サービス	
プロパンガス		家事代行料	
他の光熱		家事代行料	
灯油		清掃代	
上下水道料		し尿処理手数料	
水道料		リサイクル料金	
下水道料		他の家事サービス	
家具・家事用品		モップレンタル料	
家庭用耐久財		被服及び履物	
家事用耐久財		衣料	
電子レンジ		和服	
電気炊飯器		婦人着物	
電気ポット		婦人帯	
ガステーブル		洋服	
電気冷蔵庫		男子洋服	
電気掃除機		背広服 (夏物, 中級品)	3~8月
電気洗濯機 (全自動洗濯機)		背広服 (夏物, 普通品)	3~8月
電気洗濯機 (洗濯乾燥機)		背広服 (冬物, 中級品)	1~2, 9~12月
電気アイロン		背広服 (冬物, 普通品)	1~2, 9~12月
冷暖房用器具		男子上着	1~2, 10~12月
ルームエアコン		男子ズボン (夏物)	3~8月
温風ヒーター	1~3, 10~12月	男子ズボン (冬物)	1~2, 9~12月
電気カーペット	1~3, 10~12月	男子ズボン (ジーンズ)	
一般家具		男子コート	1, 11~12月
整理だんす		男子学生服	1~3月
食堂セット		婦人洋服	
食器戸棚		婦人スーツ (春夏物, 中級品)	3~8月
室内装備品		婦人スーツ (春夏物, 普通品)	3~8月
置時計		婦人スーツ (秋冬物, 中級品)	1~2, 9~12月
照明器具		婦人スーツ (秋冬物, 普通品)	1~2, 9~12月
カーペット		ワンピース (春夏物)	3~8月
カーテン		ワンピース (秋冬物)	1~2, 9~12月
寝具類		婦人上着	1~3, 9~12月
ベッド		スカート (春夏物)	3~8月
布団		スカート (秋冬物)	1~2, 9~12月
毛布	1~3, 10~12月	婦人スラックス (冬物)	1~2, 9~12月

品目	指数採用月	品目	指数採用月
婦人スラックス (ジーンズ)		紙おむつ (乳幼児用)	
婦人コート	1, 11~12月	紙おむつ (大人用)	
女子学生服	1~3月	生理用ナプキン	
子供洋服		浴用剤	
男児ズボン		コンタクトレンズ用剤	
女児スカート		眼鏡	
乳児服		コンタクトレンズ	
シャツ・セーター・下着類		ヘルスメーター	
シャツ・セーター類		体温計	
男子シャツ・セーター類		血压計	
ワイシャツ (長袖)		保健医療サービス	
ワイシャツ (半袖)	5~8月	診療代	
スポーツシャツ (長袖)	1~3, 9~12月	出産入院料	
スポーツシャツ (半袖)	4~8月	マッサージ料金	
男子セーター	1~3, 9~12月	人間ドック受診料	
婦人シャツ・セーター類		予防接種料	1, 10~12月
ブラウス (長袖)	1~3, 9~12月	交通・通信	
ブラウス (半袖)	4~8月	交通	
婦人Tシャツ (長袖)	1~3, 9~12月	鉄道運賃 (JR)	
婦人Tシャツ (半袖)	4~8月	普通運賃 (JR)	
婦人セーター (長袖)	1~3, 9~12月	料金 (JR, 在来線)	
婦人セーター (半袖)	4~8月	料金 (JR, 新幹線)	
子供シャツ・セーター類		通学定期 (JR)	
子供Tシャツ (長袖)	1~3, 9~12月	通勤定期 (JR)	
子供Tシャツ (半袖)	4~8月	鉄道運賃 (JR以外)	
下着類		普通運賃 (JR以外)	
男子下着類		通学定期 (JR以外)	
男子シャツ		通勤定期 (JR以外)	
男子パンツ		一般路線バス代	
男子バジャマ	1~5, 9~12月	高速バス代	
婦人下着類		タクシー代	
ブラジャー		航空運賃	
婦人ショーツ		有料道路料金	
ランジェリー		高速自動車国道料金	
子供下着類		都市高速道路料金	
子供シャツ		自動車等関係費	
履物類		自動車	
男子靴		軽乗用車	
婦人靴		小型乗用車A	
子供靴		小型乗用車B	
運動靴		小型乗用車 (輸入品)	
サンダル		普通乗用車	
スリッパ		普通乗用車 (輸入品)	
他の被服類		自転車	
帽子		自転車	
ネクタイ		自動車等維持	
マフラー	1~2, 10~12月	ガソリン	
男子靴下		自動車タイヤ	
婦人ストッキング		自動車バッテリー	
婦人ソックス		自動車ワックス	
ベルト		カーナビゲーション	
被服関連サービス		ETC車載器	
洗濯代 (ワイシャツ)		自動車整備費 (定期点検)	
洗濯代 (背広服上下)		自動車整備費 (パンク修理)	
履物修理代		自動車オイル交換料	
被服賃借料		車庫借料	
保健医療		駐車料金	
医薬品・健康保持用摂取品		自動車免許手数料	
感冒薬		レンタカー料金	
解熱鎮痛剤		洗車代	
胃腸薬		自動車保険料 (自賠責)	
ビタミン剤A		自動車保険料 (任意)	
ビタミン剤B		通信	
ドリンク剤		はがき	
皮膚病薬		封書	
はり薬		固定電話通信料	
目薬		携帯電話通信料	
漢方薬		運送料	
鼻炎薬		固定電話機	
サプリメント		携帯電話機	
保健医療用品・器具		教育	

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
授業料等		書籍・他の印刷物	
PTA会費 (小学校)		新聞代	
PTA会費 (中学校)		新聞代	
私立中学校授業料		新聞代 (地方・ブロック紙)	
公立高校授業料		新聞代 (全国紙)	
私立高校授業料		雑誌	
国立大学授業料		月刊誌	
私立大学授業料		週刊誌	
私立短期大学授業料		書籍	
公立幼稚園保育料		辞書	
私立幼稚園保育料		単行本A	
専門学校授業料		単行本B	
教科書・学習参考教材		教養娯楽サービス	
教科書		宿泊料	
学習参考教材		宿泊料	
補習教育		パック旅行	
補習教育 (小学校)		外国パック旅行	
補習教育 (中学校)		月謝類	
補習教育 (高校・予備校)		月謝 (英会話)	
教養娯楽		月謝 (書道)	
教養娯楽用耐久財		月謝 (音楽)	
テレビ		月謝 (ダンス)	
携帯型オーディオプレーヤー		月謝 (水泳)	
電子辞書		月謝 (料理)	
ビデオレコーダー		自動車教習料	
パソコン (デスクトップ型)		他の教養娯楽サービス	
パソコン (ノート型)		受信料	
プリンタ		放送受信料 (NHK)	
カメラ		放送受信料 (ケーブル)	
ビデオカメラ		放送受信料 (NHK・ケーブル以外)	
ピアノ		入場・ゲーム代	
学習机	1~2, 12月	映画観覧料	
教養娯楽用品		演劇観覧料	
文房具		サッカー観覧料	
ボールペン		プロ野球観覧料	
マーキングペン		ゴルフ練習料金	
ノートブック		ゴルフプレー料金	
OA用紙		テニスコート使用料	
セロハン粘着テープ		ボウリングゲーム代	
筆入れ	1~2, 12月	プール使用料	
運動用具		フィットネスクラブ使用料	
ゴルフクラブ		美術館入館料	
グローブ		テーマパーク入場料	
テニスラケット		競馬場入場料	
釣ざお		カラオケルーム使用料	
トレーニングパンツ		他の娯楽サービス	
水着		写真プリント代	
がん具		ビデオソフトレンタル料	
家庭用ゲーム機 (据置型)		インターネット接続料	
家庭用ゲーム機 (携帯型)		音楽ダウンロード料	
ゲームソフト		獣医代	
人形		諸雑費	
がん具自動車		理美容サービス	
組立がん具		入浴料	
切り花		理髪料	
切り花 (カーネーション)		パーマメント代	
切り花 (きく)		ヘアーカット代	
切り花 (バラ)		ヘアカラーリング代	
他の娯楽用品		エステティック料金	
記録型ディスク		理美容用品	
メモリーカード		理容器具	
コンパクトディスク		電気かみそり	
ビデオソフト		歯ブラシ	
ペットフード(ドッグフード)		石けん類	
ペットフード(キャットフード)		化粧石けん	
ペット美容院代		ボディーソープ	
植木鉢		洗顔料	
園芸用土		シャンプー	
園芸用肥料		ヘアコンディショナー	
乾電池		歯磨き	
プリンタ用インク		化粧品	

品 目	指数採用月	品 目	指数採用月
整髪料 ヘアトニック 化粧クリーム A 化粧クリーム B 化粧水 乳液 A 乳液 B ファンデーション A ファンデーション B 口紅 A 口紅 B ヘアカラー 身の回り用品 かばん類 ハンドバッグ ハンドバッグ (輸入品) 通学用かばん 旅行用かばん 腕時計・指輪 指輪 腕時計 他の身の回り用品 男子洋傘 ハンカチーフ たばこ たばこ (国産品) たばこ (輸入品) 他の諸雑費 傷害保険料 保育所保育料 介護料 印鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 振込手数料	1~2, 12月		

3000	民営家賃
------	------

品目	銘柄	詳細	単位
家賃 (民営家賃)	民営家賃	家賃, 延べ面積, 構造	1 か月

価格選定 (銘柄)

(1) 小売物価統計調査によって調査された民営借家の家賃を選定。

価格選定 (詳細)

(2) 小売物価統計調査においては、抽出された家賃調査地区を三つの群に分け、一つの群を3か月ごとにローテーションで調査している。指数の当月の価格は、全3群分の家賃を用いる。(当月調査していない場合は、直近の調査価格を用いる。)

(3) 家賃区分 (木造小住宅, 木造中住宅, 非木造小住宅, 非木造中住宅) 別に 3.3 m²当たりの市町村平均価格 (総家賃÷総延面積×3.3) を当月の価格とする。なお、空き家になった世帯は、次の入居があるまでの間、前月の家賃と延面積を当月分として代入する。

※小住宅: 30 m²未満, 中住宅: 30 m²以上

(4) 調査市町村別の民営家賃指数は、家賃区分別に算出した指数を、当該市町村の家賃区分別ウエイトで加重平均して作成する。

(5) 全国の民営家賃指数は、調査市町村別の民営家賃指数を市町村別ウエイトで加重平均して作成する。なお、家賃区分の構成比は、調査地区の変更や大きな変動があった場合など、必要に応じて見直しを図る。

指数作成方法

I ① 調査市町村 (a) 別に、家賃区分 (i) 別の総家賃を総延面積 (R) で除して、3.3 m²当たりの家賃額を算出

$$P_{t,a,i} = \frac{\sum_b P_{t,a,i,b}}{\sum_b R_{t,a,i,b}} \times 3.3$$

※家賃調査地区は三つの群に分けられ、一つの群が3か月ごとにローテーションで調査されるため、当月調査対象でない世帯は、直近の調査価格を用いる。

t: 比較時, 0: 基準時
i: 家賃区分
a: 調査市町村
b: 調査世帯
R: 総延面積
w, W: 家賃額

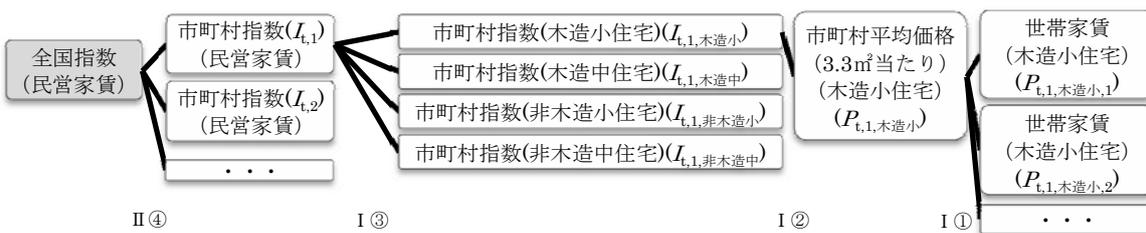
② 調査市町村別に家賃区分別指数を作成

③ 調査市町村別の家賃区分別指数を家賃区分別のウエイト (w) で加重平均し、調査市町村別の民営家賃指数を作成

$$\text{②} \quad I_{t,a,i} = \frac{P_{t,a,i}}{P_{0,a,i}} \times 100 \quad \text{③} \quad I_{t,a} = \frac{\sum_i I_{t,a,i} w_{0,a,i}}{\sum_i w_{0,a,i}}$$

II ④ 調査市町村別の家賃指数を市町村別のウエイト (W) で加重平均し、全国の民営家賃指数を作成

$$I_t = \frac{\sum_a I_{t,a} W_{0,a}}{\sum_a W_{0,a}}$$



価格指数の適用
調査市町村別

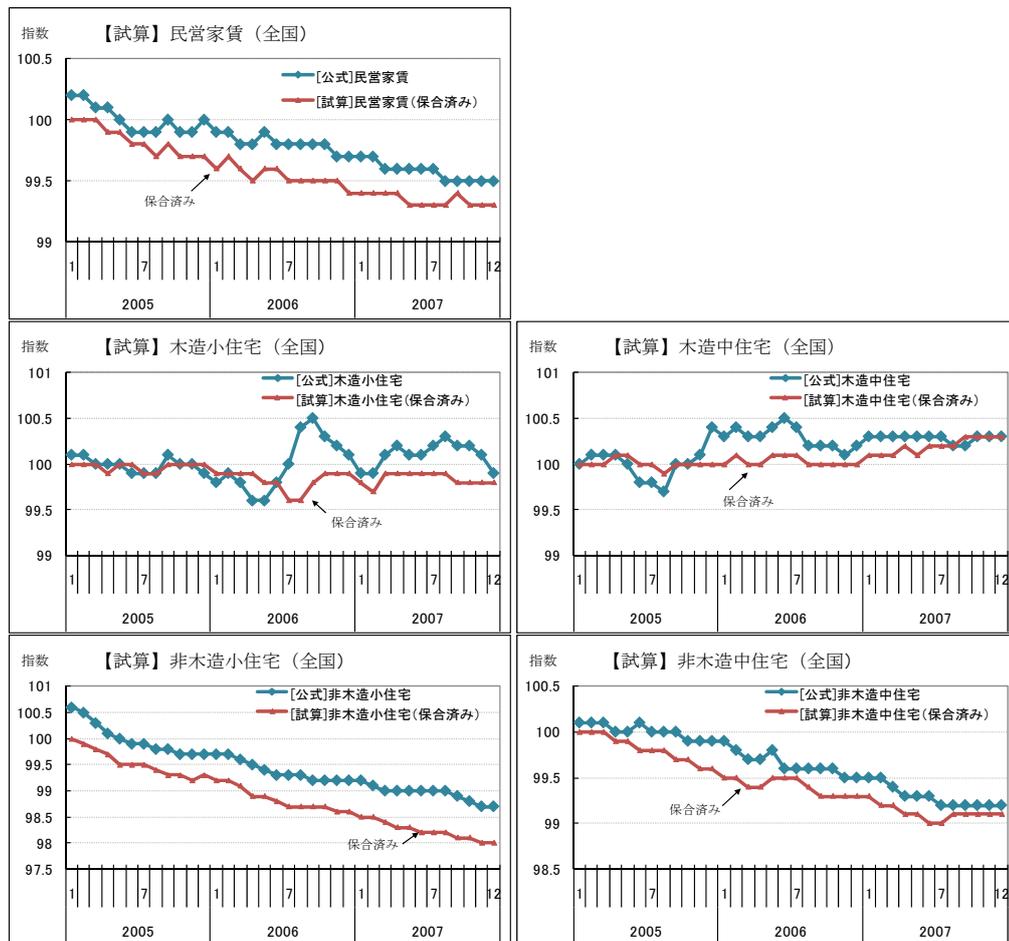
別表 2-1 (参考)

保合処理の概要

3 月	4 月～6 月	7 月
居住	空き家	居住
100,000 円 (70 m ²)	0 円→100,000 円 (70 m ²)	90,000 円 (70 m ²)
	もちあい 保合	
3 月の家賃を採用	転出前 (3 月) の家賃を採用	7 月の家賃を採用

転出世帯の保合を行った場合の指数の動き (試算値)

転出世帯の民営家賃 (全国) を保合した場合と、保合しない場合の指数の試算値は以下のとおりです。なお、試算値は 2005 年 1 月=100 とし、公式指数は 2005 年=100 としています。



6200	診療代
------	-----

品目	銘柄	属性	単位
診療代	選定した診療行為の診療報酬点数	保険制度別, 診療種類区分別, 病院・診療所の区分別, 年齢区分別	1回

銘柄選定

(1) 平成 21 年社会医療診療行為別調査結果から, 代表的な診療行為を選定。

属性選定

- (2) 保険制度 (健康保険 (本人), 健康保険 (家族), 国民健康保険, 後期高齢者医療制度) を選定。
 (3) 診療種類区分 (入院, 入院外, 歯科) を選定。
 (4) 病院・診療所の区分を選定。
 (5) 年齢区分 (一般医療, 長寿医療, 小児医療) を選定。

指数作成方法

I 診療行為別の価格を作成

保険制度 (a) 別, 診療種類区分 (b) 別, 病院・診療所の区分 (c) 別, 年齢区分 (d) 別に, 点数の高い代表的な診療行為 (i) を選定し, 下記の価格を作成する。

①年齢区分別の点数と回数から病院・診療所の区分別の価格を作成

$$P_{t,i,a,b,c} = \frac{\sum_d P_{t,i,a,b,c,d} \times q_{0,i,a,b,c,d}}{\sum_d q_{0,i,a,b,c,d}}$$

t: 比較時
 0: 基準時
 i: 診療行為
 a: 保険制度
 b: 診療種類区分
 c: 病院・診療所の区分
 d: 年齢区分

②診療種類区分別の価格を作成

$$P_{t,i,a,b} = \frac{\sum_c P_{t,i,a,b,c} \times q_{0,i,a,b,c}}{\sum_c q_{0,i,a,b,c}}$$

③保険制度別の価格を作成

$$P_{t,i,a} = \frac{\sum_b P_{t,i,a,b} \times q_{0,i,a,b}}{\sum_b q_{0,i,a,b}}$$

④診療行為別の価格を作成

$$P_{t,i} = \frac{\sum_a P_{t,i,a} \times q_{0,i,a}}{\sum_a q_{0,i,a}}$$

II ⑤診療行為別の点数を用いて診療行為分指数を作成

$$I_t^{\text{診}} = \frac{\sum_i P_{t,i} \times Q_{0,i}}{\sum_i P_{0,i} \times Q_{0,i}} \times 100$$

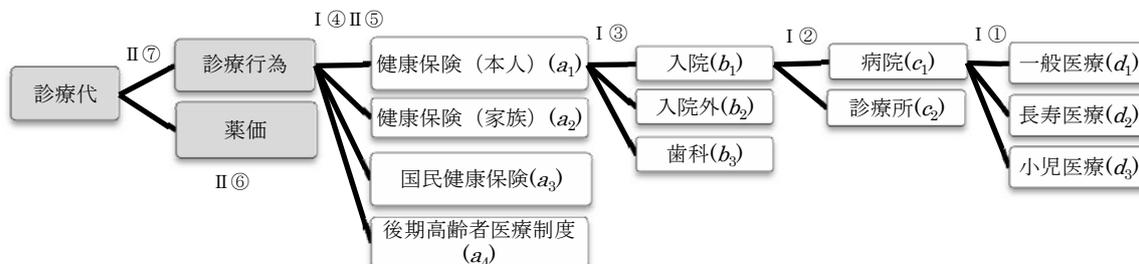
⑥薬価基準改定率(R)を用いて薬価分指数を作成

$$I_t^{\text{薬}} = I_{t-1}^{\text{薬}} \left(1 + \frac{R}{100}\right)$$

⑦診療行為分指数と薬価分指数に診療行為と薬剤料の割合(S)を考慮して、価格指数を作成

$$I_t = \frac{I_t^{\text{診}} S_t^{\text{診}} + I_t^{\text{薬}} S_t^{\text{薬}}}{S_t^{\text{診}} + S_t^{\text{薬}}}$$

R : 薬価基準改定率
 S : 診療行為と薬剤料の割合



価格指数の適用

全国一律

7057	高速バス代
------	-------

品目	銘柄	属性	単位
高速バス代	一般乗合旅客自動車, 高速バス, 始発から終着 (120~170km), 高速道路利用, 昼行便, 大人	路線別	1回

属性選定

(1) 都道府県ごとに1日当たりの便数が多い路線を選定。

3 路線：東京都

2 路線：宮城県, 神奈川県, 愛知県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 広島県

1 路線：その他の県

指数作成方法

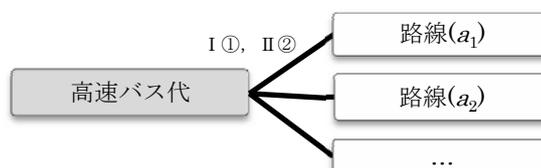
I ① 路線(i)別の価格を1日当たりの便数で加重平均して, 平均価格を作成

$$P_t = \frac{\sum_i p_{t,i} \times q_{0,i}}{\sum_i q_{0,i}}$$

t: 比較時
0: 基準時
i: 路線

II ② 基準時価格で除して指数を作成

$$I_t = \frac{P_t}{P_0} \times 100$$



価格指数の適用

都道府県内一律

7070	航空運賃
------	------

品目	銘柄	詳細	単位
航空運賃	国内線, 大人, 片道分旅客運賃	航空会社別, 日別,	1回
	路線別	価格種類別	

価格選定 (銘柄)

(1) 旅客数×普通運賃額の多い順から上位 10 路線を選定。

価格選定 (詳細)

(2) 各路線から複数の航空会社を選定。

(3) 航空会社ごとに 1 便又は 2 便ずつ選定。

(4) 指定された便について普通運賃, 往復割引運賃, 最も安い割引運賃の 3 種類を採用。なお, 割引運賃には発売日限定は含めるが, シルバー割引や介護帰省割引など特定の人を対象にしたものは除外。

指数作成方法

I 路線 (i) 別の平均価格を作成

①航空会社 (c) 別価格を便数で加重平均し, 日 (b) 別価格を作成

$$P_{t,i,a,b} = \frac{\sum_c P_{t,i,a,b,c} q_{0,i,c}}{\sum_c q_{0,i,c}}$$

t: 比較時, 0: 基準時
i: 路線
a: 普通運賃, 往復割引運賃,
最安運賃
b: 日
c: 航空会社
N: 当月日数

②日別価格を当月日数 (N) で単純平均し, 運賃種類 (a) 別価格を作成

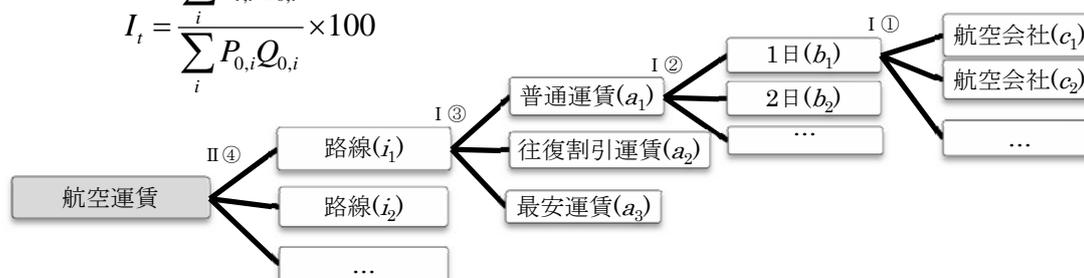
$$P_{t,i,a} = \frac{\sum_b P_{t,i,a,b}}{N}$$

③運賃種類別の旅客人数割合で加重平均し, 路線別価格を作成

$$P_{t,i} = \frac{\sum_a P_{t,i,a} q_{0,a}}{\sum_a q_{0,a}}$$

II ④路線別旅客人数を用いて価格指数を作成

$$I_t = \frac{\sum_i P_{t,i} Q_{0,i}}{\sum_i P_{0,i} Q_{0,i}} \times 100$$



価格指数の適用

全国一律

7363	高速自動車国道料金
------	-----------

品目	銘柄	属性	単位
高速自動車国道料金	普通車, 100km 以内の利用, ETC を利用した場合の料金	道路別, 区間別, 地方部・大都市近郊別	1 回
	距離別料金 (ターミナルチャージ, 1km 当たり料金), 均一料金		

<p>銘柄選定</p> <p>(1) ターミナルチャージ, 1km 当たり料金, 均一料金を選定。</p>
<p>属性選定</p> <p>(2) 高速道路会社が運営する高速道路をすべて選定。一般有料道路は除く。</p> <p>(3) 各道路の全区間を選定。</p> <p>(4) 地方部・大都市近郊別の ETC 平均割引率を算出する。各区間は地方部又は大都市近郊のどちらかに属するので, それぞれの割引率を銘柄価格に乗じて ETC 割引後の価格として取集。</p>

指数作成方法

I ターミナルチャージ, 1km 当たり料金, 均一料金 (i) 別の平均価格を作成

① ETC 割引後の, 区間 (b) 別の価格を各区間の通行台数で加重平均

$$P_{t,i,a} = \frac{\sum_b P_{t,i,a,b} Q_{0,b}}{\sum_b Q_{0,b}}$$

② 高速道路 (a) 別の平均価格を通行台数で加重平均

$$P_{t,i} = \frac{\sum_a P_{t,i,a} Q_{0,a}}{\sum_a Q_{0,a}}$$

II ③ ターミナルチャージ, 1km 当たり料金, 均一料金別の利用割合で加重平均して指数を作成

$$I_t = \frac{\sum_i P_{t,i} Q_{0,i}}{\sum_i P_{0,i} Q_{0,i}} \times 100$$

t : 比較時
 0 : 基準時
 i : ターミナルチャージ, 1km 当たり料金, 均一料金
 a : 高速道路
 b : 区間

<p>価格指数の適用</p> <p>全国一律</p>

7430	携帯電話通信料
------	---------

品目	銘柄	属性	単位
携帯電話通信料	国内通話・パケット通信サービスに係る料金（別途情報料等は除く。）	企業別，プラン別	1 か月
	利用パターン別		

銘柄選定

- (1) 各種統計データ等から推計した1回線1か月当たりの通話時間とパケット通信量を，各々低利用・中利用・高利用の3パターンに分けて組み合わせた合計9パターンにおける最安価格を選定。

属性選定

- (2) 契約数の多い複数の企業を選定。
 (3) 端末代金と通信料金を分離したプランとそうでないプランの二つを選定。
 (4) 企業別，プラン別の最安価格は，加入に制約条件のない割引サービスの中から選定。
 (5) 複数年契約を前提とする基本使用料割引サービス等については，加入に制約条件があるものの，例外的に最安価格の選定に用いる。

指数作成方法

- I ① 利用パターン(i)におけるプラン(b)別最安価格を前年のプラン別契約数の割合を用いて加重平均し，企業(a)別価格を作成（契約数の割合が不明なため，資料が入手できるまでは割合を1:1とする。）

$$P_{(y,m),i,a} = \frac{\sum_b P_{(y,m),i,a,b} q_{y-1,a,b}}{\sum_b q_{y-1,a,b}}$$

i: 利用パターン (9区分)
 a: 企業
 b: プラン
 y: 年 , Y: 当年 , 0: 基準年
 m: 月 , M: 当月

- ② 企業別価格を前年の企業別契約数を用いて加重平均し，利用パターン別価格を作成

$$P_{(y,m),i} = \frac{\sum_a P_{(y,m),i,a} q_{y-1,a}}{\sum_a q_{y-1,a}}$$

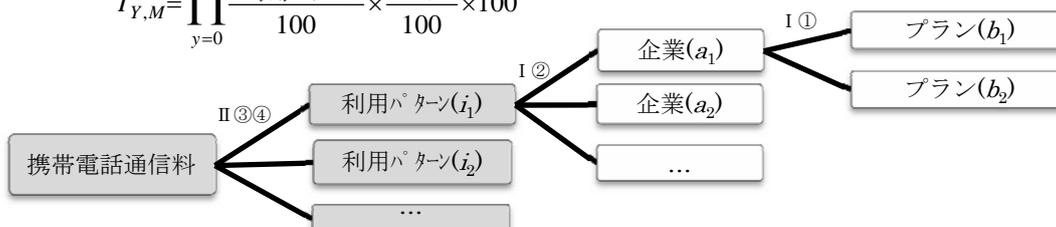
- II ③ 利用パターン別価格の比を単純平均し，y年1月を100とする連環指数を作成

$$CI_{y,m} = \frac{\sum_{i=1}^9 \frac{P_{(y,m),i}}{P_{(y,1月),i}}}{9} \times 100$$

- ④ 連環指数を用いて*1連鎖指数を作成

*1 基準年から前年までの連環指数と当月の連環指数を連乗

$$I_{Y,M} = \prod_{y=0}^{Y-1} \frac{CI_{y,(y+1)年1月}}{100} \times \frac{CI_{Y,M}}{100} \times 100$$



価格指数の適用

全国一律

9403

音楽ダウンロード料

品目	銘柄	属性	単位
音楽ダウンロード料	1曲単位での購入、通信費は除く	企業別	1曲
	配信形態（パソコン、携帯電話）別		

銘柄選定

(1) 配信形態区分からパソコンと携帯電話を選定。

属性選定

(2) 1曲単位での購入が可能な企業を選定。

(3) 前月月間ランキングから上位10曲を選定。

指数作成方法

I ① 上位10曲(a)の価格を単純平均し、配信形態(i)別価格を作成

$$P_{(y,m),i} = \frac{\sum_{a=1}^{10} P_{(y,m),i,a}}{10}$$

i: パソコン, 携帯電話
a: 楽曲
w: 前年売上金額
y: 年, Y: 当年, 0: 基準年
m: 月, M: 当月

II ② 当年1月を100とする連環指数を作成

$$CI_{(y,m),i} = \frac{P_{(y,m),i}}{P_{(y,1月),i}} \times 100$$

③ 配信形態別の連環指数を、前年売上金額(w)で加重平均

$$CI_{y,m} = \frac{\sum_i CI_{(y,m),i} w_{y-1,i}}{\sum_i w_{y-1,i}}$$

④ 連環指数を用いて^{※1}連鎖指数を作成

※1 基準年から前年までの連環指数と当月の連環指数を連乗

$$I_{Y,M} = \prod_{y=0}^{Y-1} \frac{CI_{y,(y+1)年1月}}{100} \times \frac{CI_{Y,M}}{100} \times 100$$



価格指数の適用

全国一律

9914	介護料
------	-----

品目	銘柄	属性	単位
介護料	介護サービス費, 利用者負担分	施設種類等別,	1回, 1日
	サービス種類別	所要時間区分別, 要介護度別	

銘柄選定

- (1) 利用者の多い, 通所介護, 訪問介護, 介護老人福祉施設のサービスを選定。制度改正があった場合には再選定。

属性選定

- (2) 各サービスから介護を受ける施設又は介護の種類を選定。
 (3) 所要時間区分のあるサービスについては, 利用の多い区分を選定。
 (4) 要介護度別に負担額が設定されているサービスについてはそれらの価格をすべて収集。

指数作成方法

I サービス種類別の平均価格を作成。利用人数は入手できる最新のものをを用いる。

- ①要介護度(c)別に負担額が設定されているサービスについて, 収集価格を利用人数で加重平均し, 所要時間区分(b)別価格を作成

$$P_{t,i,a,b} = \frac{\sum_c P_{t,i,a,b,c} \times q_{t-1,i,a,b,c}}{\sum_c q_{t-1,i,a,b,c}}$$

t: 比較時, 0: 基準時
 i: サービス種類
 a: 施設種類等
 b: 所要時間区分
 c: 要介護度
 d: 調査市町村

- ②所要時間区分別に負担額が設定されているサービスについて, 利用人数で加重平均し, 施設種類等(a)別価格を作成

$$P_{t,i,a} = \frac{\sum_b P_{t,i,a,b} \times q_{t-1,i,a,b}}{\sum_b q_{t-1,i,a,b}}$$

- ③施設種類等別の平均価格を利用人数で加重平均し, サービス種類(i)別価格を作成

$$P_{t,i} = \frac{\sum_a P_{t,i,a} \times q_{t-1,a}}{\sum_a q_{t-1,a}}$$

- ④地域加算率を乗じて調査市町村(d)別平均価格を作成

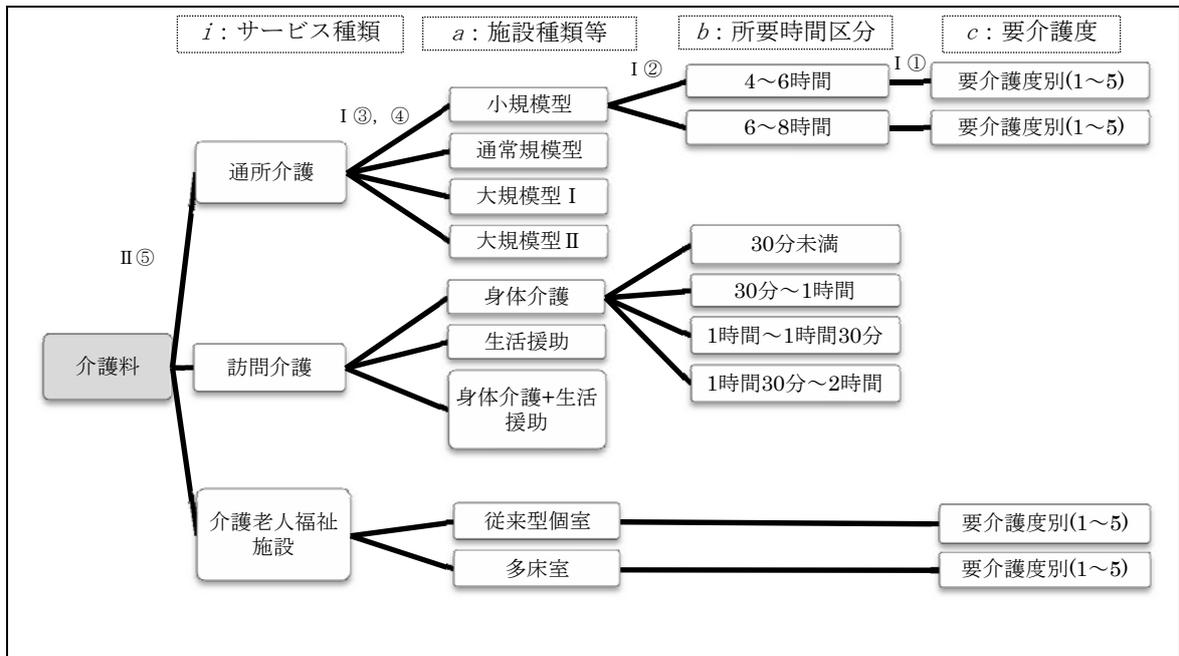
$$P_{t,d,i} = P_{t,i} \times (\text{地域加算率})_{d,i}$$

II ⑤サービス種類別価格の比を加重平均し, 前月(制度改正前)を100とする連環指数を作成

$$CI_{t-1,t,d} = \frac{\sum_i \frac{P_{t,d,i}}{P_{t-1,d,i}} \times Q_{t-1,i}}{\sum_i Q_{t-1,i}} \times 100$$

- ⑥連環指数を前月(制度改正前)の指数に乗じて価格指数を作成

$$I_{t,d} = \prod_{T=0}^{t-2} \frac{CI_{T,T+1,d}}{100} \times \frac{CI_{t-1,t,d}}{100} \times 100$$



価格指数の適用
調査市町村別

7390

自動車保険料 (任意)

品目	銘柄	属性	単位
自動車保険料 (任意)	自家用小型乗用車自動車保険, リスク細分型保険料, ノンフリート等級 6 等級, 対人賠償保険金額無制限, 対物賠償保険金額無制限, 人身傷害補償保険金額 3,000 万円, 搭乗者傷害保険金額 1,000 万円 (部位・症状別), 車両保険金額 200 万円 (免責金額 1 回目: 0 円, 2 回目以降: 10 万円), 保険期間 1 年 (一括払い), 新車割引適用	保険会社別, モデルケース別	1 件

属性選定

- (1) 「平成 21 年版 インシュアランス損害保険統計号」から元受付数上位の保険会社を選定。
- (2) 加入条件 (年齢, 車種等) を指定したモデルケースを選定。

指数作成方法

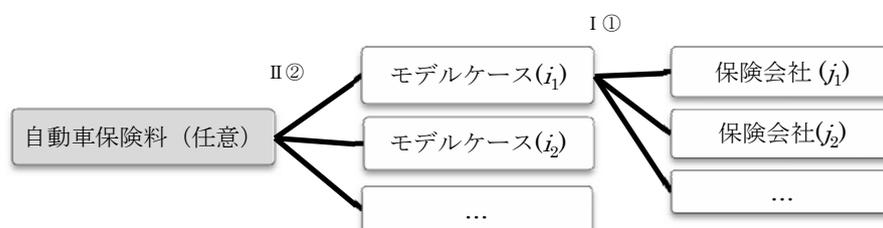
- I ① 保険会社 (j) の元受付数を用いてモデルケース (j) 別の平均価格を作成

$$P_{t,i} = \frac{\sum_j p_{t,i,j} \times q_{0,j}}{\sum_j p_{0,i,j} \times q_{0,j}}$$

i : モデルケース
 j : 保険会社

- II ② モデルケース別のウェイト (年齢区分等) を用いて価格指数を作成

$$I_t = \frac{\sum_i P_{t,i} \times Q_{0,i}}{\sum_i P_{0,i} \times Q_{0,i}} \times 100$$



価格指数の適用

全国一律

指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日付け総務省告示第112号）

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

平成22年基準消費者物価指数の作成・公表系列一覧

1 基本分類（10大費目及び中分類）

全国及び東京都区部については、品目別まで作成・公表する。

総 合	
食料 穀類 魚介類 肉類 乳卵類 野菜・海藻 果物 油脂・調味料 菓子類 調理食品 飲料 酒類 外食	保健医療 医薬品・健康保持用摂取品 保健医療用品・器具 保健医療サービス
	交通・通信 交通 自動車等関係費 通信
	教育 授業料等 教科書・学習参考教材 補習教育
住居 家賃 設備修繕・維持	教養娯楽 教養娯楽用耐久財 教養娯楽用品 書籍・他の印刷物 教養娯楽サービス
光熱・水道 電気代 ガス代 他の光熱 上下水道料	諸雑費 理美容サービス 理美容用品 身の回り用品 たばこ 他の諸雑費
家具・家事用品 家庭用耐久財 室内装備品 寝具類 家事雑貨 家事用消耗品 家事サービス	
被服及び履物 衣料 和服 洋服 シャツ・セーター・下着類 シャツ・セーター類 下着類 履物類 他の被服類 被服関連サービス	

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品 生鮮魚介（再掲） 生鮮野菜（再掲） 生鮮果物（再掲）	生鮮魚介 生鮮野菜 生鮮果物
生鮮食品を除く総合	(総合) - (生鮮食品)
生鮮食品を除く食料	(食料) - (生鮮食品)
持家の帰属家賃を除く総合	(総合) - (持家の帰属家賃)
持家の帰属家賃を除く住居	(住居) - (持家の帰属家賃)
持家の帰属家賃を除く家賃	(家賃) - (持家の帰属家賃)
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	(総合) - (持家の帰属家賃) - (生鮮食品)
エネルギー	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 ガソリン
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	(総合) - (食料) + (酒類) - (エネルギー)
教育関係費	教育の全品目 学校給食の全品目 男子学生服 女子学生服 通学定期（JR） 通学定期（JR以外） 学習机 ボールペン マーキングペン ノートブック セロハン粘着テープ 筆入れ 通学用かばん
教養娯楽関係費	学習机、文房具及び自動車教習料を除く教養娯楽の全品目 普通運賃（JR） 料金（JR, 在来線） 料金（JR, 新幹線） 普通運賃（JR以外） 一般路線バス代 高速バス代 航空運賃 旅行用かばん
情報通信関係費	固定電話通信料 携帯電話通信料 放送受信料（NHK） 放送受信料（ケーブル） 放送受信料（NHK・ケーブル以外） インターネット接続料 音楽ダウンロード料

※上記「計算に用いる類又は品目」のうち、平成22年基準指数の追加品目は以下とおり。

- ・教養娯楽関係費：「高速バス代」
- ・情報通信関係費：「音楽ダウンロード料」

総 合			
財	農水畜産物 生鮮商品 他の農水畜産物	サービス	公共サービス 公営・都市再生機構・公社家賃 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 運輸・通信関連サービス 教育関連サービス 教養娯楽関連サービス
	工業製品 食料工業製品 繊維製品 石油製品 他の工業製品		一般サービス 外食 民営家賃 持家の帰属家賃 他のサービス 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 教育関連サービス 通信・教養娯楽関連サービス
	電気・都市ガス・水道		
	出版物		

<財・サービス分類別掲項目>

- 米類
- 耐久消費財
- 半耐久消費財
- 非耐久消費財
- 公共料金
- 生鮮食品を除く財
- 持家の帰属家賃を除くサービス

3 世帯属性別指数（全国）

- ・勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類（月別及び年平均）
- ・世帯主の年齢階級別10大費目（年平均）
- ・世帯主の職業別10大費目（年平均）
- ・住居の所有関係別10大費目（年平均）
- ・世帯主60歳以上の無職世帯（月別及び年平均） ※平成22年基準指数から追加

4 品目特性別指数（全国）

- ・基礎的・選択的支出項目（月別及び年平均）
- ・品目の年間購入頻度階級（月別及び年平均）

5 季節調整済指数（全国及び東京都区部）

<基本分類>

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

<財・サービス分類>

- ・財
- ・半耐久消費財
- ・生鮮食品を除く財

6 参考指数（全国）

- ・ラスパイレス連鎖基準方式（月別及び年平均）
- ・中間年バスケット方式（年平均）
- ・総世帯中分類（月別及び年平均）

7 地方区分（71系列）

(1) 都市階級（6系列）

全国

人口5万以上の市

大都市（政令指定都市及び東京都区部）

中都市（大都市を除く人口15万以上の市）

小都市A（人口5万以上15万未満の市）

小都市B・町村（人口5万未満の市・町村）

※平成22年基準指数から「小都市B」と「町村」を「小都市B・町村」に統合

(2) 地方及び大都市圏（14系列）

北海道地方

東北地方

関東地方

関東大都市圏

北陸地方

東海地方

中京大都市圏

近畿地方

近畿大都市圏

中国地方

四国地方

九州地方

北九州・福岡大都市圏

沖縄地方

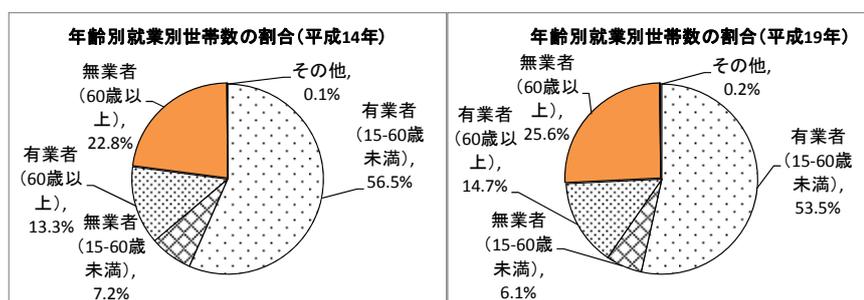
(3) 都道府県庁所在市及び一部の政令指定都市（川崎市，浜松市，堺市及び北九州市）（51系列）

世帯主 60 歳以上の無職世帯数及び標準世帯数

1. 世帯主 60 歳以上の無職世帯数

就業構造基本調査（平成 14 年・平成 19 年）の調査結果による「世帯主が 60 歳以上の無業者の世帯数」は以下のとおりです。

調査年	総世帯数	世帯主が 60 歳以上の無業者の世帯数 (総世帯数に対する割合)
平成 14 年	49,605,000	11,298,500 (22.8%)
平成 19 年	52,252,800	13,366,300 (25.6%)



2. 標準世帯数

就業構造基本調査（平成 14 年・平成 19 年）の調査結果による「夫婦と子供から成る世帯数」は以下のとおりです。

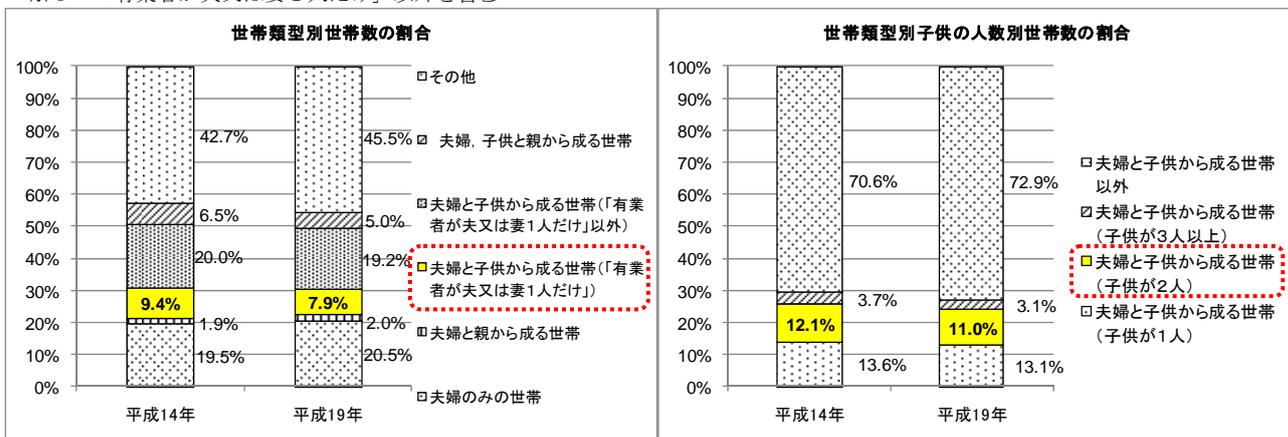
なお、消費者物価指数における「標準世帯」は、夫婦と子供 2 人の 4 人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主 1 人だけの世帯を指します。

調査年	総世帯数	夫婦と子供から成る世帯数 (総世帯数に対する割合)		
		総数 ※1	有業者が夫又は妻 1 人だけ ※2	子供 2 人 ※3
平成 14 年	49,605,000	14,570,300 (29.4%)	4,653,000 (9.4%)	5,982,200 (12.1%)
平成 19 年	52,252,800	14,162,700 (27.1%)	4,147,300 (7.9%)	5,724,800 (11.0%)

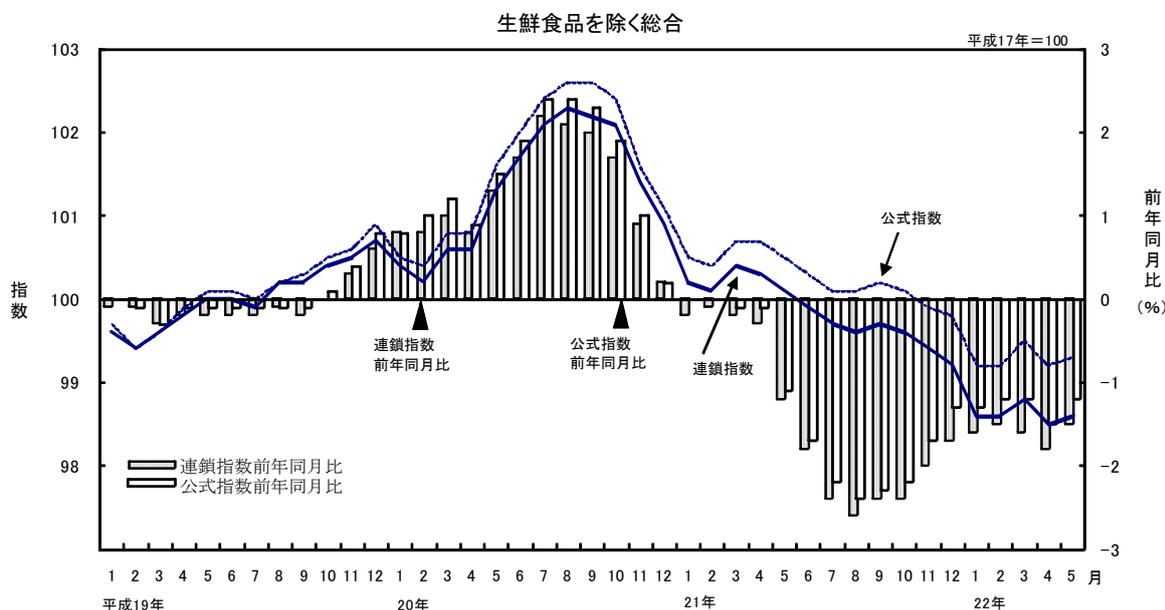
※1 「子供 2 人」以外及び「有業者が夫又は妻 1 人だけ」以外を含む

※2 「子供 2 人」以外を含む

※3 「有業者が夫又は妻 1 人だけ」以外を含む



生鮮食品を除く総合の公式指数と連鎖指数*の動き



※ラスパイレス連鎖基準方式による指数について

連鎖基準方式による指数とは、5年間ウェイトを固定するラスパイレス指数（固定基準方式）に対して、毎年ウェイト（前年の年平均のウェイトを利用）を更新し、消費構造の変化をより迅速に反映することができるようにしたものです。

具体的な計算方法としては、まず、前年の年平均を100とし、前年のウェイトを用いた指数（連環指数）を毎月求めます。次に、基準年が100となるよう調整するため、各年の平均連環指数（当該年の毎月の指数を算術平均したもの）を基準年から当年の前年まで順次掛け合わせて、最終的な連鎖指数を算出します。

なお、連環指数をラスパイレス型算式で求めているため、上記の指数をラスパイレス連鎖基準方式による指数といいます。

指数算式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned}
 \text{(ラスパイレス連環指数)} \quad I_{t-1,t,m}^{(L)} &= \frac{\sum_{i=1}^n \frac{I_{t,m,i}}{I_{t-1,i}} w_{t-1,i}}{\sum_{i=1}^n w_{t-1,i}} \times 100 & I_{t-1,t}^{(L)} &= \frac{1}{12} \sum_{m=1}^{12} I_{t-1,t,m}^{(L)}
 \end{aligned}$$

$$\text{(ラスパイレス連鎖指数)} \quad I_{0,T,m}^{(L)} = \prod_{t=0}^{T-2} \frac{I_{t,t+1}^{(L)}}{100} \times \frac{I_{T-1,T,m}^{(L)}}{100} \times 100$$

t : 年 0 : 基準年 T : 比較年 m : 月 i : 品目 n : 品目数 L : ラスパイレス w : ウェイト

(注) 月別指数は生鮮食品を除く系列について作成し、年平均指数のみ生鮮食品を含む系列について作成します。